

「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」の主な改正概要

改 正 (案)	現 行
<p>前 文 ○発生動向について、「年齢別の特徴」を追加 ○国と地方公共団体との「連携・役割分担」を追加</p>	<p>前 文</p>
<p>第一 原因の究明 一 エイズ発生動向調査の強化 都道府県等が主体的かつ計画的に施策を実施できる よう、「地域における発生の状況及び動向を正確に把握 することが必要」の規定を追加 二 個別施策層に対する施策の実施 「都道府県等における追加的な調査研究の実施」を 追加 三 国際的な発生動向の把握</p>	<p>第一 原因の究明 一 エイズ発生動向調査の強化 二 個別施策層に対する施策の実施 三 国際的な発生動向の把握</p>
<p>第二 発生の予防及びまん延の防止 発生の予防及びまん延防止に係る基本的な考え方を 追加するとともに、施策の実施主体の明確化、順番の 変更等を実施 一 <u>基本的な考え方及び取組</u> ○保健所の役割等を明確化 二 性感染症対策との連携 三 <u>その他の感染経路対策</u> 四 <u>検査・相談（カウンセリング）体制の充実</u> 五 個別施策層に対する施策の実施 六 保健医療相談体制の充実</p>	<p>第二 発生の予防及びまん延の防止 一 基本的な取組 二 個別施策層に対する施策の実施 三 性感染症対策との連携 四 検査体制の維持及び強化 五 検査時の相談（カウンセリング）体制の充実 六 保健医療相談体制の充実</p>
<p>第三 医療の提供 一 <u>総合的な医療提供体制の確保</u> 1 ○「中核拠点病院」制度（原則都道府県1カ所）の 創設 ○各種拠点病院の役割の具体化 2 ○外来診療におけるチーム医療等についての指針等 作成 ○歯科診療の確保のため、歯科診療所との連携を進 める 3 十分な説明と同意に基づく医療の推進 4 主要な合併症及び併発症への対応の強化 ○「研究の継続と成果の公開」を追加 5 情報ネットワークの整備 6 在宅療養支援体制の整備 7 治療薬剤の円滑な供給確保 二 <u>人材の育成及び活用</u> ○人材の活用を移行 ○ブロック拠点病院等による出張研修等による「人材 の育成」の追加</p>	<p>第三 医療の提供 一 医療提供体制の確保 1 医療機関の確保 2 総合的な診療体制の確保 3 十分な説明と同意に基づく医療の推進 4 主要な合併症及び併発症への対応の強化 5 情報ネットワークの整備 6 在宅療養支援体制の整備 7 外国人に対する医療への対応 8 人材の活用 9 治療薬剤の円滑な供給確保</p>

改正（案）	現 行
<p>三 個別施策層に対する施策の実施 ○外国人に係る医療の対応を記載 ○「外国人患者等への都道府県による検査・相談体制の充実」を追加</p>	<p>二 個別施策層に対する施策の実施</p>
<p>四 日常生活を支援するための保健医療サービスと福祉サービスの連携強化 「用語の整理」</p>	<p>三 日常生活を支援するための保健医療サービスと福祉サービスの連携強化</p>
<p>第四 研究開発の推進 一 研究の充実 実施主体の明確化 二 特効薬等の研究開発 三 研究結果の評価及び提供 用語の整理</p>	<p>第四 研究開発の推進 一 研究の充実 二 特効薬等の研究開発 三 研究評価の充実</p>
<p>第五 国際的な連携 一 諸外国との情報交換の推進 二 国際的な感染拡大抑制への貢献 三 国内施策のためのアジア諸国等への協力 実施主体の明確化</p>	<p>第五 国際的な連携 一 諸外国との情報交換の推進 二 国際的な感染拡大抑制への貢献 三 国内施策のためのアジア諸国等への協力</p>
<p>第六 人権の尊重 一 人権の擁護及び個人情報の保護 「人権の尊重」の追加 二 偏見や差別の撤廃への努力 文章の整理 三 十分な説明と同意に基づいた個人を尊重した保健医療サービスの提供 「用語の整理」</p>	<p>第六 人権の尊重 一 人権の擁護及び個人情報の保護 二 偏見や差別の撤廃への努力 三 十分な説明と同意に基づいた個人を尊重した保健医療サービスの提供</p>
<p>第七 普及啓発及び教育 一 基本的な考え方及び取組 下記のとおり基本的な考え方を追加 ○感染の危険性に曝されている者のみならずそれを取り巻く家庭や地域等へも取り組み、行動変容につなげる環境の醸成 ○国と地方公共団体の役割分担の明確化 二 患者等及び個別施策層に対する普及啓発の強化 実施主体の明確化 三 医療従事者等に対する教育 四 関係機関との連携の強化</p>	<p>第七 普及啓発及び教育 一 感染予防のための普及啓発の強化 二 患者等及び個別施策層に対する普及啓発の強化 三 医療従事者等に対する教育 四 関係機関との連携の強化</p>
<p>第八 施策の評価及び関係機関との新たな連携 一 施策の評価 ○「関係省庁間連絡協議会」の場等を活用し、連携を強化 ○都道府県等は、地域の実情に応じて、施策の目標等を設定し、実施状況等を評価 ○国は、都道府県等の各種主要施策の実施状況等をモニタリングし、必要に応じ技術的助言を行う 二 NGO等との連携 ○NGO等への支援及びエイズ予防財団の役割を明確化</p>	<p>第八 関係機関との新たな連携 一 省庁、NGO等を含めた関係機関の連携の強化 二 保健所の役割の強化 三 本指針の進捗状況の評価と展開</p>